

**熱海市公共下水道ストックマネジメント計画  
策定に伴う管路調査業務委託（熱海中央・西部地区）**

**特記仕様書**

**1. 業務の目的**

本業務は、熱海市が管理する公共下水道管路施設の状況を的確に把握し、熱海市が計画するストックマネジメント計画を実施するために必要な調査を実施し、熱海市公共下水道ストックマネジメント計画策定業務に必要な基礎資料を作成することを目的とする。

**2. 業務概要**

本業務の対象施設及び範囲は下記の通りとする。

(1) 対象範囲

①熱海処理区（別紙図面：平面図のうち赤色着色の「R1 年度 調査対象管路」 L=7.8km）

(2) 対象施設

①本管テレビカメラ調査 L=7.8km

・内径 150mm～800mm 未満：L=7.2km ・内径 800mm 以上：L=0.6km

②管きよ内洗浄工 L=7.2km

③報告書作成工 一式

**3. 調査記録写真**

- (1) 調査記録写真は、全体が把握できるように全景及び近景を 1 セットとして撮影すること。
- (2) 調査区間内の全てのマンホールの蓋について写真撮影（カラー）を行うものとする。
- (3) 蓋の写真撮影（カラー）は、1 箇所当り表裏の 2 枚を標準とする。
- (4) 調査区間内のマンホールに著しい異常（蓋のがたつき、躯体の破損、クラックなど）が確認された場合、写真撮影（カラー）を行うものとする。

**4. 資格者の配置**

- (1) 受託者は、本業務を行うにあたり、管路の調査に必要な高度な技術を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管路の調査を行う調査員は必ず「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有することとする。

**5. 再委託等の禁止**

受託者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。